

令和6年度白樺学園高等学校との包括連携協定事業 (3学年)実施要領(案)

1 目的

包括連携協定に基づき、「地方自治の担い手意識の醸成」、「議会活動の認知度向上」、「まちづくりに関心を持ち参加する機会」とする。

2 事業の根拠

- (1) 芽室町自治基本条例第3条第6号(議会と議員活動の原則)
- (2) 芽室町議会基本条例第2条第4項(基本理念)
- (3) 芽室町議会基本条例第8条第1項(町民参加及び町民との連携)
- (4) 白樺学園高等学校と芽室町議会の包括連携協定書第1条

3 日程と対象

- (1) 11月25日(月) ①午前 Dクラス 34名
 - (2) 11月27日(水) ②午前 Cクラス 34名
 - (3) 11月28日(木) ③午前 Bクラス 26名
 - (4) 11月29日(金) ④午前 Aクラス 25名
- ※対象：4クラス：特進コースを除く3学年全生徒

4 実施内容(グループワーク)

- (1) テーマは「10年後の自分と地域～自治体への参加意識～」とする。
- (2) グループワークの内容については学校側と協議の上で決定する。
- (3) グループワークの進行(ファシリテーター)は議会の役割とする。
- (4) 開催後に生徒及び議員に対するアンケート(Googlefoams)を実施する。

5 役割分担案

- (1) 11月25日(月) 議会運営委員会
 - (2) 11月27日(水) 厚生文教常任委員会
 - (3) 11月28日(木) 厚生文教常任委員会
 - (4) 11月29日(金) 総務経済常任委員会
- ※ グループワーク／9:15～11:00<1h45m(休憩：9:40-50)>
ただし、11月29日(金)は、10:15～12:00とする。
- ※ 学校集合時刻は9時とする。
ただし、11月29日(金)は、10時とする。
- ※ 4～6人でグループワークができるように議員を派遣する。
- ※ 議会運営委員会は不足人員を補完する。

学校法人白樺学園白樺学園高等学校と芽室町議会の包括連携協定書

学校法人白樺学園白樺学園高等学校（以下「甲」という。）と芽室町議会（以下「乙」という。）は、次のとおり包括的な連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙の人的、知的資源の交流、活用を図ることで、双方の活動の充実・発展に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条に定める目的を達成するため、次の各号に定める事項について相互に協力することに努める。

- (1) 甲による乙の議員、職員、住民等を対象とした学習機会の提供
- (2) 乙の公の施設における甲の生徒を対象とした研修機会の提供
- (3) 乙が実施する事業への甲の教職員、生徒の参画
- (4) 甲の教職員と乙の議員、職員等との交流、研修
- (5) その他、甲乙で合意した分野における活動

（実施条件）

第3条 前項の事項を実施する際の実施条件及び実施方法、協力の形態、事業成果の利用条件等は、甲と乙がその都度協議して決定する。

（施設の利用）

第4条 甲と乙は、連携、協力するに際し、教員、議員、職員、生徒の相互派遣及び相互受け入れ、施設等の利用について、支障のない範囲において互いに便宜を供するものとする。

（経費の負担）

第5条 連携、協力に関する経費の負担については、甲と乙がその都度協議して決定する。

（協定の期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定書締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、本協定の満了日までに、甲と乙の双方から特に申し出がないときには、さらに1年間更新するものとし、その後においても同様とする。

（補則）

第7条 この協定書に定めのない事項又は変更を要する事項が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、それぞれ1通を保有するものとする。

平成30年10月12日

甲 学校法人白樺学園
白樺学園高等学校校長 嶋野 幸也

乙 芽室町議会議長 広瀬 重雄

（原本直筆署名）